

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業（機船手繰網漁業））許認可方針（但馬海区）

令和3年1月21日制定

本県但馬海区における小型機船底びき網漁業のうち、手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数）

第2 船舶の総トン数は10トン以上15トン未満でなければならない。

第3 船舶等の数又は漁業者の数は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

（推進機関の馬力数）

第4 定めなしとする。

（操業区域）

第5 兵庫県日本海海面とする。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意があった場合は、前項の規定に関わらず同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

（漁業時期）

第6 9月1日から翌年5月31日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）、又は新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者とする。

第2章 許可等の条件

（許可に付する条件）

第8 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおりの条件を付する。

条件
漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定により沖合底びき網漁業の操業が禁止されている海域で操業してはならない。

第3章 許認可の優先順位等

（許認可の優先順位）

第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7に定める漁業を営む者の資格を有する者のうち、次の順序による。

- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者（以下「既存許可者」という。）であって、許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
 - (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
 - (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年以上）で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
 - (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業の従事者（従事経験1年未満）、若しくは当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。
 - (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする者。
 - (6) 優先順位6位 前各号以外の者。
- 2 前項各号において同順位である者相互の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。
- 3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第11条第6項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

（許可の有効期間）

第10 3年とする。

（教示事項）

第11 次のとおり教示事項を付する。ただし第1号は、第5の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含める場合のみ付するものとする。

教示事項
(1) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
(2) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をするこ

と、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

附則 1 この方針は、令和3年1月21日から適用する。